

行政の焦点



厚生労働省は、平成28年2月23日「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表しました。

このガイドラインは、事業場が、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対しても、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするために、事業場における研修や治療と職業生活の両立に悩む事業場が少活動を両立しやすい休暇制度・勤務制度の導入など環境整備、治療と職業生活の両立支援の進め方

に加え、特に「がん」について留意すべき事項をとりまとめてあります。

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

厚生労働省は、今後、このガイドラインの普及や企業に対する各種支援によって、疾病を抱える方々が治療と職業生活が両立できるようになります。ガイドラインでは、職場における意識啓発のための研修や治療と職業生活の両立に悩む事業場が少

なくありません。ですから、事業場が参考にできることです。

% ↓ 平成15年から17年58・6%）してきました。また、仕事を持しながら、がんで通院している者が多数（平成22年32・5万人）となり、仕事をしながら治療を続けることが可能な状況がみられます。しかし一方で、仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられます。このような状況から、現在、疾患

に罹患した労働者の治療と職業生活の両立が重要な課題となっています。実際に、従業員が私傷病になつた際、企業が従業員の適正配置や雇用管理制度などの検討・導入等を提供するため、時間

単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入等を提供するため、時間

● 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化

● 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議会等に取り組んでいきます。

● 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業の転換等）、治療に対する配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施（※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい）

● それを参考に主治医が、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成